

子どもの貧困——奨学金問題の視点から——

大内 裕和 (中京大学)

はじめに

子どもの貧困を考える上で、教育費の負担はとて大きな重要性をもっている。「子どもの貧困」は教育を受ける機会を平等化しなければ、さらに深刻化する危険性が高い。ここでは大学における奨学金問題に着目し、それが、子どもの貧困にどのような影響を与えるのかを考察する。

1 奨学金制度の現在と歴史

大学の奨学金制度は、現在どのようになっているのだろうか。大学の奨学金制度のなかで、およそ八割という大きな位置を占めているのが、日本学生支援機構の奨学金である。

日本学生支援機構の奨学金には二種類の奨学金がある。第一種奨学金と第二種奨学金である。第一種奨学金とは無利息の奨学金であり、「特に優れた学生および生徒で経済的理由により著しく修学困難な方に貸与を行う」となっている。

第二種奨学金とは利息付の奨学金である。利率固定方式または利率見直し方式のうち、申し込む際にいずれかの一方を選択する。いずれの方式も利率は年3.0%が上限である。第一種奨学金よりゆるやかな基準によって選考された者に貸与する。

2014年度大学入学者の貸与月額、第一種奨学金の場合には国公立大学と私立大学、自宅通学か自宅外通学かでそれぞれ異なっている。国公立大学の自宅通学で月に4万5000円、自宅外通学で月に5万1000円、私立大学の自宅通学で月に5万4000円、自宅外通学で月に6万4000円で

ある。また、第一種奨学金の場合にはすべての場合に月に3万円を選択することも可能である。

第二種奨学金の場合には国公立大学と私立大学、自宅通学か自宅外通学かの区別はない。月に3万円、5万円、8万円、10万円、12万円のいずれかを選択することとなる。

奨学金制度は現在まで、大きな変化をたどってきた。日本学生支援機構の前身である日本育英会の奨学金は、かつては無利子のみであり、有利子は存在していなかった。有利子奨学金の制度が導入されたのは1984年である。当時、奨学金に利子をつけることについては強い反対があり、制度導入の際には次のような附帯決議が行われた。

「育英奨学事業は、無利子貸与制度を根幹としてその充実、改善に努めるとともに、有利子貸与制度は、その補完装置とし、財政が好転した場合には廃止等を含めて検討する」

しかし、この附帯決議はその後、全く守られずに有利子貸与奨学金が拡大することになった。政府は大学の学費を引き上げる一方で、1999年に財政投融资と財政投融资機関債の資金で運用する有利子貸与制度をつくり、一般財源の無利子枠は拡大せずに、有利子枠のみその後の10年間で約10倍に拡大させた。2007年度以降は民間資金の導入も始まった。

1990年代後半以降、無利子貸与奨学金はほとんど増えず、有利子貸与奨学金は急速に拡大した。1998年度には無利子奨学金が39万人、有利子奨学金が11万人で計50万人であったのが、2012年度には無利子奨学金が38万人、有利子奨学金が96万人で計134万人となっている。

無利子奨学金の希望者は予約採用の段階で近年、毎年約2万人ずつ増加しているが、採用枠が少ないため、たとえば2009年には78%が不採

用となった。第一種奨学金について、教育職に就いた場合には返還が免除される制度は、1998年に廃止された。また2004年には日本育英会が廃止され、日本学生支援機構へと移行し、この時に大学での研究職に就いた場合には返還が免除される制度も廃止された。

ここでの第一の問題は、大学進学を目指す子どもにとって、奨学金が十分な役割を果たしていないということである。無利子奨学金の採用人数が少ないため、子どもの成績と親の年収が基準に達していても、無利子奨学金に採用されることは難しい。これでは意に反して有利子奨学金に申し込むことを強いられるか、家庭の経済状況が厳しければ、大学進学自体を諦めざるを得なくなるであろう。

第二の問題は、奨学金返還の困難である。第一種の無利子奨学金は、返還額が毎月1万5000円以内に収まるように設定されている。たとえば自宅から国立大学に通う大学生の場合、毎月4万5000円の貸与を受けられるが、これを大学卒業後に14年かけて毎月1万2857円を返還する。卒業後すぐに払い始めて、滞りなく払い続ければ、37歳で返還は終了する。

しかし、毎月1万5000円以内とはいっても、返還は容易ではない。正規雇用への就職ができたとしても、学生の時とは異なり、税や年金、社会保険料の支払いが必要となる。それらに加えて月1万円以上の奨学金返還を行うことは決して楽ではない。特に自分で部屋を借りて家賃や水道光熱費を支払うことになれば、その困難は明らかである。また大学を卒業しても非正規雇用労働者となる可能性も高い。その場合には返還が困難となることは明らかだろう。

さらに困難なのは、第二種奨学金を返還する場合である。例えば第二種の有利子奨学金を月に10万円借りた場合、貸与総額は480万円である。貸与利率を上限の3.0%で計算すると、返還総額は645万9510円になる。この場合、毎月の返還額は2万6914円となり、返還年数は20年である。卒業後すぐに払い始めて、滞りなく払

い続ければ、43歳で返還は終了する。

この返還が困難であることは明らかだろう。非正規雇用労働者の多くは返還が不可能であろうし、正規雇用労働者でも自分で部屋を借りるなど住居費負担がある場合には、この返還は極めて困難であるに違いない。

また、奨学金返還が20年も続くことは、大学卒業後のライフコースに重大な影響をもたらすだろう。大学卒業後の20年というのは、結婚・出産・子育てなどのライフイベントと重なることが多いからである。多額の奨学金返還を抱えていることは、結婚後の生活に重大な負の影響を与えるであろうし、場合によっては結婚自体を困難にしかねない。

さらに、出産・子育てへの影響は甚大だろう。奨学金返還によって出産をあきらめれば少子化がより一層進むことになる。また奨学金返還によって、子育て費用を出すことが困難となれば、子どもが十分な教育を受けられなくなる危険性が高い。ここでは奨学金の返還が「子どもの貧困」と直結する。親の奨学金返還によって子どもの教育機会が奪われ、子どもが貧困に陥れば、それは奨学金返還が「貧困の再生産」をもたらすことを意味する。

奨学金の返還が滞れば、年利10%の延滞金が発生する¹。延滞金発生後の返還では、お金はまず延滞金の支払いに充当され、次いで利息、そして最後に元本に充当される。そのため元本を減らすことが困難である。元本の10%以上のお金が出せなければ、半永久的に延滞金を支払い続けることになる。

日本学生支援機構の2010年度の利息収入は232億円、延滞金収入は37億円に達する。これらの金は経常収益に計上され、原資とは無関係のところに行く。この金の行き先は銀行と債権回収専門会社である。2010年度期末で民間銀行からの貸付残高は約1兆円で、年間の利払いは23億円となる。同年度の回収作業は、約5万50000件が日立キャピタル債権回収など二社に委託され、16億7000万円を回収していて、その

うち約1億400万円が手数料として支払われている。奨学金事業は、奨学事業ではなく金融事業となっている。また経済的に豊かでない家庭の出身者から利益を得ている点で、「貧困ビジネス」とも呼べるだろう。

2 上昇し続ける大学学費と経済的困難

奨学金問題が深刻化した背景には、大学学費の値上がりと経済的困難の深まりがある。1960年代まで大学学費、特に国立大学の学費は低く抑えられていた。

1969年入学者の場合、国立大学の入学料は4000円、授業料は年間1万2000円であった。

国立大学の安い授業料は、戦後の教育改革における「教育の機会均等」政策の結果であった。戦後の国立大学増加の抑制と私立大学の増加によって、高等教育システム全体のなかでの私立大学の比重が増加し、国立大学の授業料の安さは「特権」として捉えられるようになり、私立大学との「格差」を批判されることとなった。1970年代になると「国私格差」の是正という名目で、国立大学の授業料は上がり始めた。

1980年代に入ると、国私格差の是正よりも、高等教育における「受益者負担論」が優勢となった。国立大学の授業料は急激に上昇した。また1980年までは増加を続けた私立大学への政府助成も、それ以後は伸び悩み、その結果として私立大学の学費も上がっていくこととなった。

大学学費の値上げをもたらしただけの理由の一つは、学生による自治会活動の衰退であった。1950年代から70年代にかけて、学生自治会による学費値上げ反対運動は盛んであり、学費を引き上げることは容易ではなかった。しかし、1970年代における学生運動の過激化、70年代後半以降における消費社会の進展と大学のレジャーランド化が進むなかで、自治会活動は衰退し、学費値上げに反対する動きが弱まった。その結果、学費値上げにブレーキがかからなく

なったのである。

学費値上げが続けられたにもかかわらず、それは社会問題化されなかった。1973年の石油ショック後、減量経営と輸出の増加などによって日本経済は早期に回復し、1975年から1990年頃まで中成長を継続した。日本型経営が維持されたことによって、家計の主たる担い手である男性正規雇用労働者の年功序列型賃金体系は維持された。子どもが大学に進学する頃には父親の賃金が上昇したため、高い学費を負担することが、多くの家庭において可能な状況が続いたのである。

しかし、1991年のバブル経済崩壊以後に状況は一変した。学卒就職は非常に困難となり、若年層の失業や非正規雇用が増加した。1990年代半ばを過ぎると、中高年の正規雇用労働者に対しても、人件費のカットが行われるようになった。

1997年～98年頃をピークに、世帯年収は減少していった。世帯年収の中央値は1998年の544万円から2009年には438万円まで低下した。

これだけ世帯年収が低下すれば、子どもの大学の学費を支払うことは容易ではない。そこで奨学金の受給者が急増することになった。大学生のなかの奨学金受給者（学部・学問部）の割合は1998年の23.9%から2010年には50.7%まで上昇した。世帯年収の低下と奨学金受給者の増加の時期が、ぴったりと重なっていることがわかる。

3 高卒就職の困難

大学における奨学金問題が深刻に受け止められなかった理由の一つに、高校卒業以上のより良い進路選択を求めている大学進学という位置づけがあった。ほぼ普遍化した高校進学が、誰にでも確保されなければならない「権利」として認識されやすいのに対して、大学進学はより良い進路を求めている個人の「選択」と捉えられることが多い。

大学進学が個人の「選択」として捉えられれば、そこに公費を投入することの意義は認められにくい。大学進学するかどうかは本人の自由であり、その費用が出せなければ、進学することをあきらめればよいという結論が導かれることとなる。しかし、近年の大学進学において、この「選択」の意味に変化が引き起こされている。

この変化をもたらしたのは、高卒就職の変化である。1980年代後半、高卒の求人数は増えていた。1988年の78万8000人から、1992年には167万6000人まで増加した。しかし、この年をピークとしてその後、高卒求人数は急速に減少していった。1995年には64万7000人とピーク時の半分以上となり、2011年には19万5000人となった。1992年のピーク時の11.6%で88%以上も減少したことがわかる。

高卒求人数の巨大な減少は、これが景気循環によるものではなく、構造的な変化であることを意味する。高卒求人数の減少には、1986年の労働者派遣法施行以後の派遣業務の増加に加えて、経済のサービス化も影響を与えている。第三次産業は第二次産業に比べて、非正規雇用の比率が高いからである。

また、業務の高度化・複雑化に伴って従来は高卒で就業できた職が、大学卒に移行したことも高卒求人数を減少させている。大卒求人数は1991年の84万4000人から2011年の55万1900人へと推移した。約31%の減少であるが、ほぼ同時期の高卒求人数の88%減少と比べれば、かなり緩やかである。このことは、全体の新卒労働市場のなかで、高卒から大卒へのシフトが起こったこと、新規高卒の就職が極めて厳しくなったことを示している。

厳しい就職状況の下で多くの高校生は、好むと好まざるとにかかわらず、大学進学をせざるを得ない。そのなかで、学生と親は高い学費負担を強いられている。高校卒業後の就職が厳しく制約され、大学進学はより良い進路を求めている「選択」というよりは、強いられる「選択」

へと移行している²。

しかし、この強いられる「選択」肢すら選べない高校生が多いことも忘れてはならない。進学率が急上昇したとはいえ、2011年度の4年制大学進学率は51.0%、短期大学進学率は5.7%である。4年制大学に進学していない人は約半数、短期大学と合わせても40%以上の人が大学進学していない。このことが彼らの就業形態に大きな影響を与えている。

15歳～24歳の学校に在籍していない人口に占める非正規と無業の比率は、2010年に男性44.0%、女性は51.8%に達する。このうち、大学・大学院卒業者の非正規・無業の比率は男性4割弱、女性は約3割である。それに対して中卒・高卒の非正規・無業の比率は男性5割弱、女性6割強と、大学・大学院卒を上回っている。特に女性はその差が大きい。

このことは、大学に進学しない若年層が、非正規・無業になりやすいということを示している。非正規・無業から正規就業への転換は容易ではないから、大学・大学院卒との格差は維持される可能性が高い。

18歳人口の減少によって大学進学率は上昇し、高い学力でなければ大学進学できないという状況は、一部の大学を除いて消滅しつつある。進学を最も制約しているのは、親の経済力である。親の経済力によって大学進学を阻まれた若者が、非正規・無業になりやすいということは、貧困家庭の子どもがまた貧困に陥るといって「貧困の連鎖」が生じていると見ることができる。

親の経済力による格差を是正し、教育の機会均等を実現することに、現在の奨学金制度は十分に貢献していない。借金となることを危惧して、奨学金を利用することができずに大学進学をあきらめれば、その後の就業形態に悪影響を与える。大学進学をするために奨学金を多額に借りれば、卒業後の返還によって苦しい生活を強いられる。これでは奨学金制度が「子どもの貧困」を解決し、「貧困の連鎖」を断ち切る役

目を果たしているとは、とてもいえないだろう。

4 大学卒業後の就職難の深刻化と奨学金返還の困難

それでは大学に進学した学生はどうかというと、高卒ほどではないものの、大卒の就職状況も厳しい。バブル崩壊後、大卒の就職状況は大きく変化した。学校基本調査によれば、大卒就職率は1991年の81・3%から急速に低下し、2003年には55・1%となった。その後も50%台から60%台の間を上下している。

何とか職を得ることができても、契約社員や派遣社員、アルバイトなどの非正規雇用にくく大卒も増加している。2013年、非正規雇用で就職した人や就職も進学もしていない進路未決定者など、安定的な職についていない人は11万5564人と新規大卒全体の20・7%を占めている。

非正規雇用の増加と基幹化が進むにつれて、正規雇用の働き方も変化してきている。正規雇用労働者の待遇低下が進んでいる。非正規と変わらない低待遇の正規雇用は「周辺の正規労働者」と呼ばれ、その数が増えている。正規雇用労働者でも年収300万円以下の労働者が1052万8200人で、正規雇用労働者全体の31・8%に達している³。

非正規雇用労働者の9割以上、そして正規雇用労働者の3割以上が年収300万円以下である。大学を卒業して就職できたとしても、低賃金労働者になってしまう可能性は飛躍的に高まっている。

低賃金労働者であれば、奨学金を返還することは容易ではない。延滞が9ヶ月になると自動的に法的措置となり、日本学生支援機構は、地元の簡易裁判所などに支払い督促の申し立てをし、裁判所は当事者に「支払い督促」を発行する。裁判所から支払い督促を申し立てられる奨学金滞納者は、2004年には約200件であったが、2011年には約1万件にも増えている。2012

年度に返還すべき奨学金を滞納した人は約33万4000人で、期限を過ぎた未返還は過去最高の約925億円に達している。

日本学生支援機構の奨学金の3ヶ月以上の延滞者のうち、46%が無職あるいは非正規雇用で、83・4%が年収300万円以下というデータが出ている。「借りた金を返すのは当たり前だ」という「自己責任」を強調する批判は根強いが、奨学金返還滞納者の大半が、奨学金を返せない経済状況にある。

奨学金延滞者の増加は、失業率の高まりや非正規雇用と周辺の正規労働者の急増など、「若年層の貧困化」がその背景にあることをおさえる必要がある。

5 奨学金制度の問題点と今後の課題

ここまで奨学金制度の問題点を教育との関連で考察してきた。最大の問題は、日本学生支援機構の奨学金が、奨学金の本来の役割を果たしていないということにある。有利子中心の奨学金は、実質的には「ローン」であり、この「奨学金という名のローン」が学生とその親を追い込み、「子どもの貧困」を解決するどころか、深刻化させている。

奨学金制度の問題点は大きく分けて三点ある。第一に、「適格者が無利子奨学金を得られない」という問題である。すでに述べたように、本人の成績も親の年収基準も達しているにもかかわらず、多くの学生が無利子の第一種奨学金を利用することができない状態が広がっている。

無利子の第一種奨学金を利用できない学生は、有利子の第二種奨学金を利用するか、日本学生支援機構の奨学金制度そのものを利用するのをやめるのかの選択を迫られる。

無利子の第一種奨学金を借りられないことから、有利子の第二種奨学金を利用せざるを得ない学生は、大学卒業後に多額の「利子」返還に追われることになる。

もう一方で、有利子の第二種奨学金を借りたくないばかりに、大学進学そのものを断念する学生もいる。無利子奨学金の不十分さが、高校生の大学教育を受ける機会を奪っている。

第二に、「奨学金返還への不安から、奨学金を借りることを抑制する」という問題がある。奨学金返還の大変さを認識していない学生・親がいる一方で、奨学金返還の困難さに大きな不安を感じている学生・親も存在する。彼らは、奨学金を借りる基準を満たしていても、奨学金制度そのものを利用しない。

この場合、大学の学費以外の子どもの生活費まで負担することのできる経済力を持つ家庭出身者であるならともかく、そうでない家庭の出身者の場合には、その多くは大学在学中に「バイト漬け」生活を強いられる。

大学生のアルバイトは、かつては学業やサークル活動との両立が比較的容易であった。しかし、1990年代後半以降に非正規雇用労働者が急増し、職場における非正規雇用労働の基幹化が進むと、学生アルバイトに期待される役割も変わってきた。正規雇用労働者の数が減れば、非正規雇用労働者に要求される業務の量が増え、質も高度化する。非正規雇用労働の基幹化の波は、派遣労働者、契約社員、フリーターから、ついに学生アルバイトにも及ぶようになった。

低賃金であるにもかかわらず、正規雇用労働者並みの義務やノルマ、重労働を課されるアルバイトを「ブラックバイト」⁴という。「ブラックバイト」に従事する学生は疲弊し、学業やサークル活動に力を注ぐことができない。奨学金制度の不備は「ブラックバイト」をはびこらせ、学生が大学で学ぶ条件を悪化させている。

三点目は、奨学金返還の重さが、学生の卒業後の人生を追い込んでいるという問題である。大学卒業後に就職できなかったり、非正規雇用での就職しかできなかった場合、奨学金を返還することは極めて困難である。

正規雇用で就職できたとしても、奨学金返還は10年～20年も続く。その間に病気になるって働

けなくなったり、職を失ったりすれば返還を続けることは容易ではない。一度、返せなくなれば延滞金が発生し、借りたお金に加えて、利子や延滞金をも払わなければならない。

たとえ返せたとしても、返還による経済的負担はとても重く、奨学金返還によって結婚や出産を断念することを余儀なくされる。また、子どもを産んでも、奨学金返還によって子育てに十分なお金をかけることができない保護者が増加する危険性がある。「奨学金を返す」ことによって、卒業後の人生が制約される。未来への夢や希望を実現するための奨学金が、むしろそれらを失わせるものになっていることは、大きな矛盾である。

奨学金制度改善の方向は次の二点である。第一点は、奨学金の返還猶予期限の撤廃である。日本学生支援機構の現在の奨学金返還猶予は、経済的困難を理由とする場合、給与所得者については、本人年収が300万円以下であれば、5年間だけ認められている⁵。しかし、猶予期間の5年間が過ぎれば、本人年収がいくらであっても返還を要求される。

これはとても問題の大きい制度である。猶予期間の5年がたっても、本人が失業中であつたり、非正規雇用であつたりすれば、年収300万円以下ということはごく普通に起こり得る。本人年収が改善していないのに奨学金返還を強制することは、生活に支障をきたす無理な返還を行うか、延滞者を増加させることになる。奨学金返還によって生活が困窮すれば本末転倒であるし、延滞者を増加させることは返還困難者をさらに追い込むことになる。

この問題を解決するために、5年の奨学金返還猶予期限を撤廃することが必要である。5年という期限で区切るのではなく、年収300万円以下の場合には返還を猶予するという本人年収基準とすべきである。また、年収300万円以上の場合でも、奨学金返還が生活を圧迫することのないように、所得に応じて返還額を減額できる所得連動型の奨学金制度とすることが望まし

い。

改善の二点目は、有利子奨学金の無利子化と給付型奨学金の導入である。日本学生奨学金の無利子対有利子の比率は、事業費において1998年の76:24から2013年には24:76と逆転し、有利子中心の制度となった。

借りた以上の金を返さなければならない有利子奨学金は、豊かでない家庭の出身者にも経済的支援をすることによって「教育を受ける権利」を保障する奨学金という名に値しない。学生が卒業後に支払う有利子財源は利子がついて市場に還流し、次の財政融資資金となる。そのことは、奨学金が教育事業ではなく金融事業となっていることを示している。

金融事業となってしまっている奨学金を教育事業へと転換するためには、まずは有利子奨学金の無利子化が必要である。財政融資資金を主要な財源にする有利子奨学金から、政府支出の無利子奨学金への移行を行っていく必要がある。

有利子の無利子化に加えて重要なのが、給付型奨学金の導入である。大学を卒業しても正規雇用就職することが難しく、低賃金かつ不安定な雇用が増加している現在、卒業後の安定した雇用が前提である貸与型奨学金制度自体が限界に来ている。

給付型奨学金は「将来の債務」とならないことから、多くの若者に希望をもたすものとなる。高すぎる学費負担のために大学進学を諦め

ていた学生の多くは、給付型奨学金の導入によって、大学進学をめざすようになる。裕福ではない家庭出身の学生の入学は学生の多様化をもたらし、大学を活性化させるだろう。

「子どもの貧困」を解決するための奨学金が金融事業化することによって、むしろ「子どもの貧困」をあらたに生み出す装置となっている。有利子の無利子化、給付型奨学金の導入などによって、「奨学金という名のローン」を本来の奨学金へと変えていかなければならない。より良い奨学金制度によって「子どもの貧困」を是正し、「教育を受ける権利」を保障していくことが重要である。

注

- 1 2014年度に延滞金の利率は10%から5%に引き下げられた。
- 2 ただし、強いられただけであっても「選択」である限りは、教育費への公費投入増加への合意を得ることは難しい。
- 3 「就業構造基本調査2012年」を参照のこと。
- 4 ブラックバイトについては、〈上西充子・大内裕和・本田由紀・今野晴貴（2014）〉を参照のこと。
- 5 2014年度に返還猶予期限は、5年から10年に延長された。

参考文献

- 上西充子・大内裕和・本田由紀・今野晴貴（2014）「ブラックバイトとは？」『POSSE』22号、堀之内出版。
- 大内裕和（2009）『民主党は日本の教育をどう変える』岩波書店。
- 大内裕和・竹信三恵子（2014）『全身〇活時代—就活・婚活・保活からみる社会論』青土社。
- 小林雅之編（2012）『教育機会均等への挑戦』東信堂。
- 佐々木賢（2007）『教育と格差社会』青土社。
- 奨学金問題対策全国会議編（2013）『日本の奨学金はこれでいいのか！』あけび書房。
- 矢野真和（2011）『「習慣病」になったニッポンの大学』日本図書センター。

【編集後記】

欧米のアクティベーション類型からみたとき、生活困窮者自立支援制度はどのような特徴をもつのだろうか。また、生活保護制度など多様な制度が併存する現状をどうとらえられるだろうか。悩ましい状況にある。[福原]

特定秘密保護法の次は、ワールドカップを目くらしに集団的自衛権。解釈改憲なんて、「改憲派」を含めて人を舐めている。「いじめられている友達を助ける権利」などとふざけた例えを使うマスコミもしかり。君は人を殺せるかと問うべきだ。[松本]

「女性の活用って言葉、嫌だよね」。ある日の演習で女子学生たちが気色ばんで議論している。女性の「活用」、外国人家事労働者の「活用」等々、「人材活用の多様化」なる人間のモノ化はどこへ向かうのか。貧困率悪化のもと、性の商品化もより一層、加速化するだろう。その前に何ができるのかが問われている。[湯澤]

安倍政権は成長戦略のなかで労働力不足解消のため「技能実習制度」の「拡充」を決めた。また、震災復興やオリンピック・パラリンピック関連の建設需要に対応するため技能実習制度修了者の雇用を認める方針を固めた。いずれも、諸外国から「奴隷的」とも「強制労働」とも言われた同制度の「国際貢献」という建前さえもかなぐり捨てたものだ。これが「美しい国」なのか。[村上]

社会保障審議会が最新の財政検証を公表した。高い経済成長がなければ公的年金の所得代替率は50%を割り込む。一方、非正規雇用1200万人への被用者年金の適用拡大は所得代替率を大幅に改善することも示した。細切れ雇用・高齢者の貧困の防止のため、適用拡大を今こそ大胆に進めなくてはならない。[山田]

出版業界について話してほしいということで、先日、某大学にて講義なるものをさせていただいた。私が受講生の年代だったころは、出版業は学生の人気職種だったが、電子時代となり現況は厳しい。しかし、紙でこそ伝えられるものがあると信じて、さまざまな問題を社会に発信していきたい。[明石書店・神野]

今号の特集2で扱った扶養の問題は、生活保護だけでなく、世帯を単位とする他の社会保障制度さらには税制にも及ぶ。また、危機的状況にある親子・夫婦のつながりを絶つ支援、つながりの絶たれた家族役割を代替する支援、疎遠になった家族のつながりを修復する支援などと大きく関わっている。継続して議論を深めていきたい。[布川]

本号の主な執筆者一覧（執筆順）

松本 伊智朗（北海道大学大学院教育学研究院）
デビッド・ピアシヨ（ロンドンスクール・オブ・エコノミクス）
布川 日佐史（法政大学現代福祉学部）
岩間 伸之（大阪市立大学大学院生活科学研究科）
大内 裕和（中京大学国際教養学部）
養輪 明子（東京慈恵会医科大学医学部）
冷水 登紀代（甲南大学法科大学院）
下夷 美幸（東北大学大学院文学研究科）
田川 英信（社会福祉士・世田谷区職員）
加美 嘉史（佛教大学社会福祉学部）
後藤 広史（日本大学文理学部）
大澤 真平（札幌学院大学人文学部）
村上 英吾（日本大学経済学部）
松本 一郎（前国際医療福祉大学・現大正大学人間学部）
山田 壮志郎（日本福祉大学社会福祉学部）
齊藤 雅茂（日本福祉大学社会福祉学部）
近藤 克則（日本福祉大学健康社会研究センター）
近藤 尚己（東京大学大学院医学系研究科）
尾島 俊之（浜松医科大学 健康社会医学講座）
鈴木 佳代（愛知学院大学総合政策学部）
阿部 彩（国立社会保障・人口問題研究所）
佐藤 順子（佛教大学福祉教育開発センター）
五石 敬路（大阪市立大学大学院創造都市研究科）
小西 祐馬（長崎大学教育学部）
北川 由紀彦（放送大学教養学部）

貧困研究 次号予告

2014年11月刊行予定 Vol.13

◎内容：貧困研究のフロンティア ほかに予定

貧困研究 Vol.12

2014年7月31日 初版第1刷発行

編集 貧困研究会編集委員会

布川日佐史（編集長）

福原宏幸、松本伊智朗、湯澤直美、村上英吾、山田篤裕

発行 貧困研究会

事務局：日本大学経済学部 村上研究室
〒101-8360 東京都千代田区三崎町1-3-2
e-mail: admin@hinkonken.org
http://www.hinkonken.org/

発売 株式会社 明石書店

〒101-0021 東京都千代田区外神田6-9-5
電話 03-5818-1171 FAX 03-5818-1174
振替 00100-7-24505
http://www.akashi.co.jp

表紙デザイン原案 有限会社 臼井デザイン事務所

表紙デザイン 明石書店デザイン室

印刷／製本 モリモト印刷株式会社

ISBN 978-4-7503-4052-4

JCOPY (社) 出版者著作権管理機構 委託出版物

本書の無断複写は著作権法上での例外を除き禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、(社) 出版者著作権管理機構（電話 03-3513-6969、FAX 03-3513-6979、e-mail: info@jcopy.or.jp）の許諾を得てください。